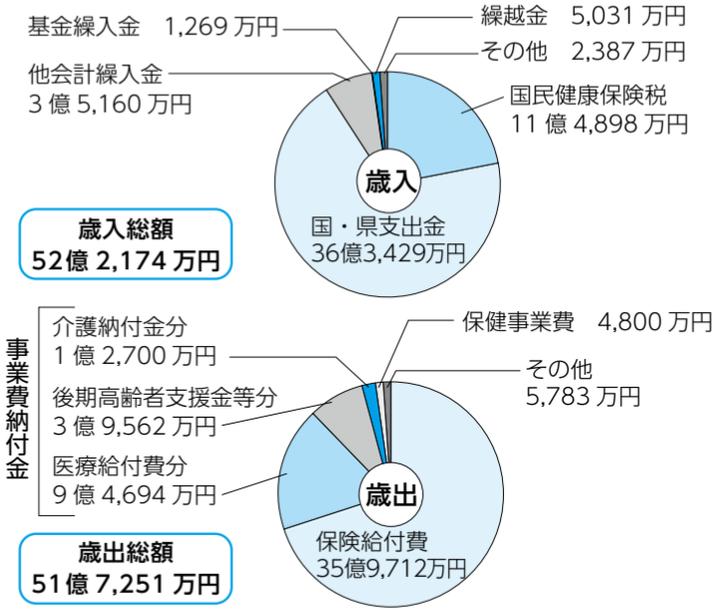
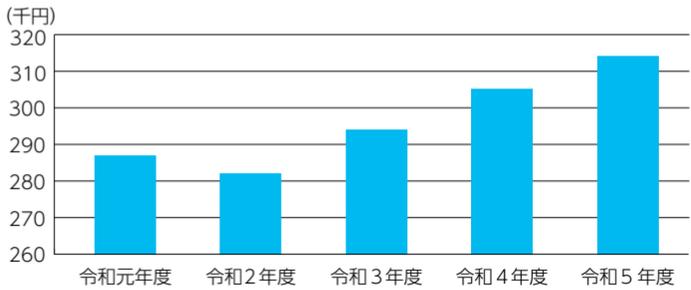


令和5年度 国民健康保険特別会計の決算状況



加入者一人当たりの保険給付費の推移



国民健康保険特別会計の決算状況

国民健康保険は、加入している方が病気やけがをした時などに備えて、皆さんで支え合う制度で、国民健康保険税や国・県市などからの支出(補助)金などによって運営されています。また、職場の医療保険に加入している方や生活保護を受けている方などを除く、74歳までのすべての方が加入することになっています。

今後の見通し

加入者の高齢化と医療技術の進歩などにより、1人当たりの保険給付費が増加することが見込まれますが、これは、国民健康保険特別会計の健全な運営に支障となる恐れがありません。

特定健康診査や短期人間ドックを受診するなど、自身の健康管理に努めるとともに、医療機関等にかかる際のジェネリック医薬品の利用やお薬手帳の活用など、保険給付費の抑制にご協力をお願いします。

◆整骨院や接骨院での柔道整復師が行う施術

施術を受ける整骨院や接骨院で、国民健康保険が適用できるか事前に確認しましょう。医療費の適正化を図るため、施術を受けた対象の方に、負傷原因等の受診照会を行っています。受診日の記録や領収書などを保管し、照会があった場合はご自身で記入の上、回答にご協力ください。

◆ジェネリック医薬品を上手に利用しましょう

ジェネリック(後発)医薬品とは、先発医薬品の特許が

ねんきんナビ 産前産後期間の国民年金保険料免除制度

次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者が出産した際に産前産後の国民年金保険料が一定期間免除される制度です。「保険料を免除された期間」も保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

産前産後期間は付加保険料が納付できます。

現在、国民年金保険料免除制度を利用されている方も手続きが必要です。

◆免除される期間
出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。また、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます(死産、流産、早産された方を含みます)。

▶対象=「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

▶申請方法
住民登録をしている市役所の国民年金担当窓口で、出産予定日の6か月前から出産後も申請ができます。郵送でも手続きが可能です。

▶申請に必要なもの=本人確認できるもの(免許証など)、母子健康手帳

※別世帯の子の場合のみ、出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類が必要です。

☎千葉年金事務所 043(242)6320

マイナンバーカードの申請方法が増えました

従来の、カード交付時に来庁いただく交付時来庁方式に加え、申請時に来庁いただき、後日郵送にて受け取る、申請時来庁方式を開始しました。

▼受付日時 閉庁日を除く(月) 9時~16時

▼持ち物

- 本人確認書類(詳細は別表)
- 通知カード、住民基本台帳カード(お持ちの場合)
- マイナンバーカード(交付が初めてではない方)

▼申請時来庁方式で受け付けできない方

- 在留期限のある方
- 申請当日に転入の手続きを行った方
- マイナンバーカードの再発行申請で手数料が発生する方
- 郵便局で転送手続きをしている方

変更予定のある方

▼注意事項

- 白里出張所では申請できません。
- 本人が申請してください。
- 本人が15歳未満の場合、本人と法定代理人の来庁および本人確認が必要です。
- 申請から約1か月程度で、本人限定受取郵便または簡易書留で郵送します。市役所に返戻された場合の再送はできません。
- 通知カード、住民基本台帳カード、マイナンバーカードは、申請時に返還していただきます。新しいマイナンバーカードを受け取るまでの間、カードが無いと困る場合は、従来の交付時来庁方式で申請してください。

☎市民課市民班 (70)0340

別表 本人確認書類

[Aから2点]または[AとBから1点ずつ] ※原本かつ有効期限内のもの。

| A | B |
|--|--|
| 顔写真があるもの (例=運転免許証、写真付き住基カード、在留カード、身体障害者手帳、パスポート等) | 顔写真がないもの (例=健康保険証、介護保険証、年金手帳、医療受給者証等) |

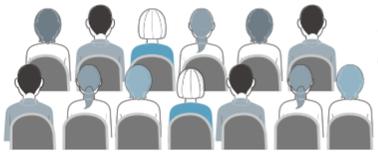


議会が傍聴できます

市議会第4回定例会は、11月29日(金)開会予定です。傍聴を希望する方は、本会議が開催される当日に、本会事務局にて傍聴券に住所・氏名を記入いただきます(予約無・先着順・傍聴席は30席)。委員会の傍聴を希望する場合は、開会時刻の30分前から10分前までに傍聴の手続きをしてください。

日程など詳細は、市ホームページ

☎市民課事務局 (70)0390



住民票等のコンビニ交付がはじまります(12月2日(月)から)

マイナンバーカードを使用して、住民票や印鑑証明書などの証明書類が、全国のコンビニエンスストア等の多機能端末(コピー機)で発行できるようになります。

▶必要なもの
マイナンバーカード・手数料
※利用者証明用電子証明書(4けたの暗証番号)の入力が必要です。

▶発行できる書類・手数料

- 住民票の写し 300円
- 印鑑登録証明書 300円
- 戸籍証明書(現在事項のみ) 450円
- 戸籍の附票(現在事項のみ) 300円
- 所得課税証明書(最新年度のみ) 300円

▶取扱時間
6時30分~23時(年末年始等を除く)
※戸籍証明書、戸籍の附票は平日9時から17時まで

☎市民課市民班 (70)0340

マイナンバーカードがあれば、土日や夜間でもコンビニ交付が利用できてとても便利!

